

# 平成 26 年度第 1 回山形県保健医療推進協議会の議事概要

## 1 会長及び副会長の選任について

- 委員の互選により、徳永委員を会長に、石黒委員を副会長に選任

## 2 医療・介護制度改革と県の施策の方向について

- 事務局から、資料 1 - 1、資料 1 - 2 により説明
- いただいた御意見等
  - ・ 来年度策定する地域医療ビジョンは保健医療計画の一部になるとのことだが、現行の保健医療機関の計画期間は何年度から何年度までか。また、地域医療ビジョンの目標年度はどうなるのか。  
(→事務局から、現行計画の計画期間は平成 25 年度から平成 29 年度までであること、地域医療ビジョンでは 2025 年（平成 37 年）のあるべき姿を描くこととなるが、必要に応じて計画を修正していくこともあることを回答)
  - ・ 地域医療ビジョンの策定について、どういう形で、どういうメンバーで議論していくのか、示していただきたい。  
(→事務局から、今後国から示される予定のガイドラインもみながら、地域医療ビジョンの策定体制を整理していくことを回答)
  - ・ 医療制度改革では、高度急性期病床や急性期病床を減らして回復期病床や慢性期病床を増やすこととしているが、そうすると慢性期病院に派遣された医師のモチベーションが下がるため医師数が減ってしまうという問題が懸念される。
  - ・ 高度急性期や急性期医療については二次医療圏や三次医療圏といったマクロの視点、地域包括ケアについては地区医師会単位のミクロの視点で考えていく必要がある。これら 2 つの視点を持ちながら、病床機能報告制度により報告されたデータや D P C データも活用しながら、医療提供体制について議論していく必要がある。

### 3 医療介護総合確保促進法に基づく県計画（案）について

- 事務局から、資料 2-1、資料 2-2 により説明
- 委員から、それぞれの団体における取組み状況について説明
- いただいた御意見等
  - ・ 事業費と基金充当額の差額は誰が負担するのか。  
(→事務局から、医療機関などの事業実施主体が負担することを回答)
  - ・ 目標として設定している「在宅医療に取り組む医療機関」の定義を教えてください。  
(→事務局から、「在宅医療に取り組む医療機関」とは、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養後方支援病院の3つの形態の医療機関であることを回答)
  - ・ 「在宅医療に取り組む医療機関の数」の目標について、3医療機関の増加というのは少ないのではないか。  
(→事務局から、この事業計画は平成26年度分の事業計画であり、半年後の目標値となるため3医療機関の増加としていること、平成27年度以降はもっと増やすことを目指すことを回答)
  - ・ 在宅療養を支えるためには薬剤師の役割も重要である。
  - ・ 県薬剤師会では、地区毎に在宅委員を中心にワーキンググループを作って活動をしている。  
(→事務局から、今年度、県薬剤師会では在宅医療の研修等に取り組むこと、県としても国の健康情報拠点薬局推進事業を活用してこれを支援することを説明)
  - ・ P D C A サイクルという視点から、事業の事後評価は非常に重要である。事後評価を、いつ、どういうメンバーで、どのように行っていくのかを明確にし、具体的にしっかりと取り組んでいただきたい。

以上